

さいたま市告示第1231号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の公告認定対象区域内において、一敷地内にあるものとみなされる建築物に係る一団地の区域を次のとおり認定したので、同条第6項に規定により告示する。

令和7年7月25日

さいたま市長 清水 勇 人

1 対象区域

さいたま市北区東大成町1丁目156の一部、159-1、159-2、159-5、683-2

2 縦覧場所

さいたま市建設局建築部建築行政課

3 認定通知書交付番号及び年月日

- (1) 認定通知交付番号 建建建行認第2号
- (2) 認定通知交付年月日 令和7年7月24日